

1982 (毎月1回行)

2月号

(村の面積)

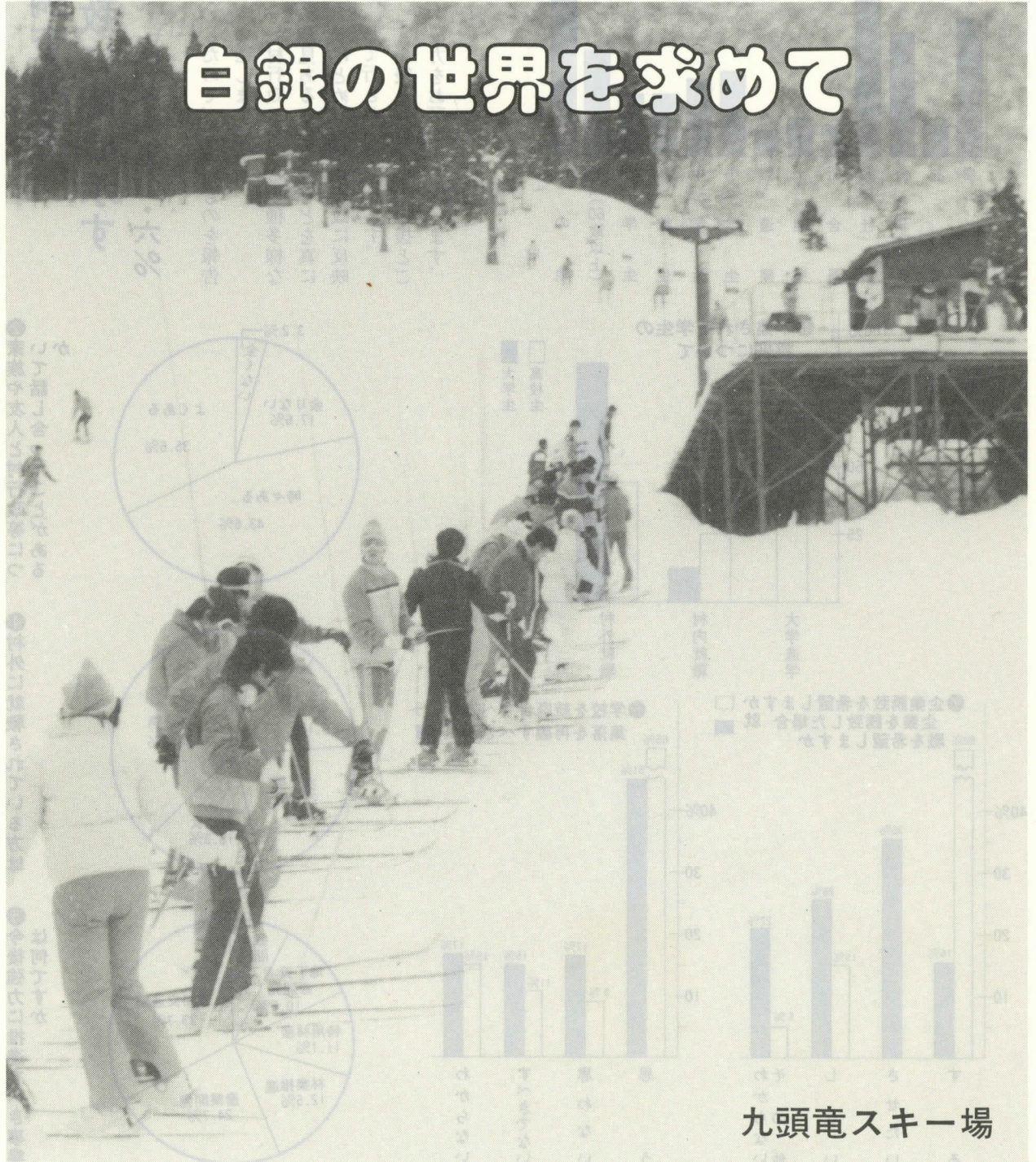
332.60km²

発行所 福井県大野郡和泉村

広報 いずみ

(昭和57年1月1日現在)

村の人口	
総人口	1,448人
男	729人
女	719人
出生	1人
死亡	0人
転入	6人
転出	12人
世帯数	454世帯



白銀の世界を求めて

九頭竜スキー場

みんなで越美北線を利用しよう

アンケート調査結果

企業誘致に関心示す

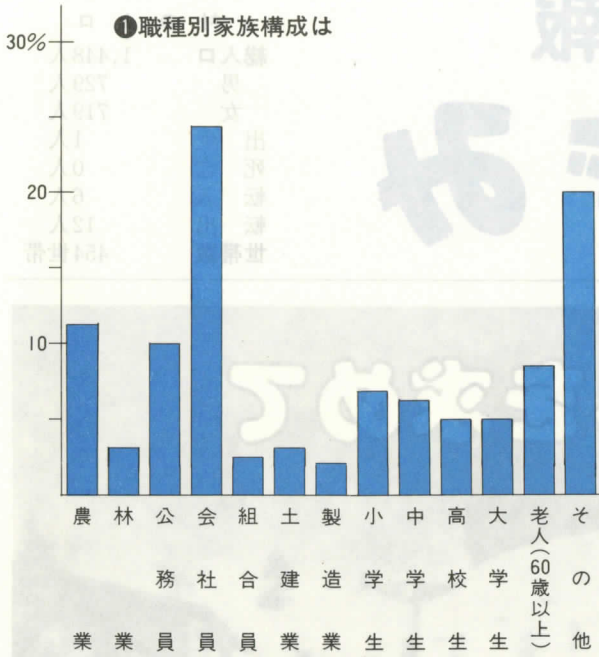
回収率五〇・六%

昨年十一月に実施しましたアンケート調査につきまして、村民各位の多大のご協力を賜わり深く感謝を申し上げます。

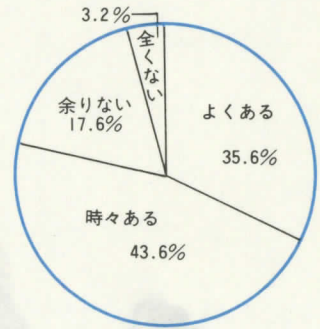
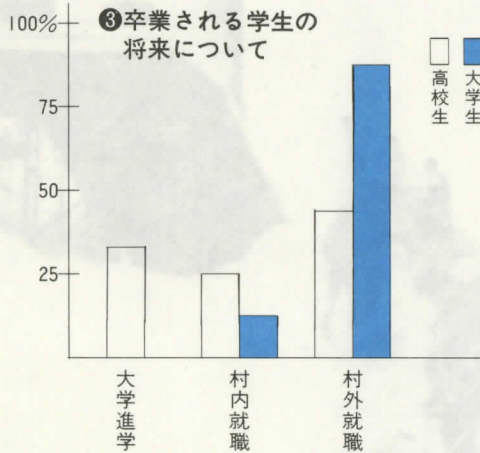
このアンケートは、村内全家庭を対象に調査をお願いしたわけですが、回収率は五〇・六%でした。この度、その集計ができたので、主なるものを報告いたします。

村行政に対する多種多様な意見あるいは忠告などを真に受けとめ、今後の行政に反映して行きたいと存じます。今後とも益々のご支援とご協力をお願い申し上げます。

① 職種別家族構成は

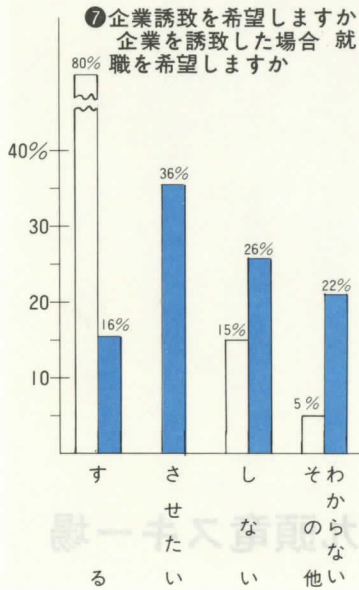


③ 卒業される学生の将来について

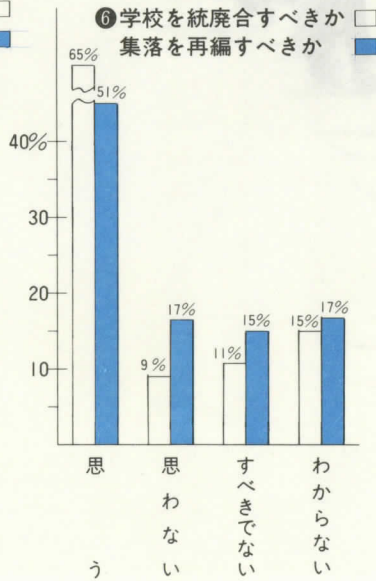


② 家族や友人と村行政等について話し合ったことがある

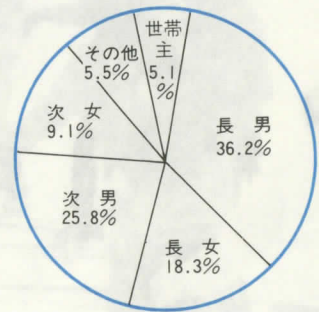
⑦ 企業誘致を希望しますか



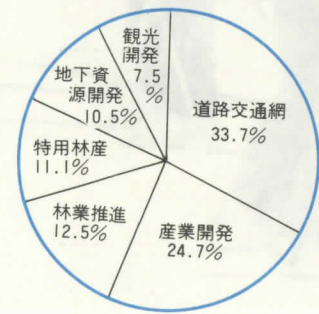
⑥ 学校を統廃合すべきか



④ 村外に就職されている方は



⑤ 今後強力に推進すべき事業は何ですか



錦州を旅して(旧満州)：終

杉本 とみ子

太郎さんの家は本部と同じ形式で、ただ家の前にポンプが一台あり、野放しのブタが何頭も家の周りに遊んでいた大勢の人達の出迎えをうけ、身動きもできないくらいでした。三十六年振りの再会は、私達まで涙が出たくらいでした。

かつて下口団長がこの錦州で、招集を受け後髪を引かれる思いで、太郎さん一家に妻を頼んで行かれたという。太郎さん一家は留守中の下口さんの家族を温かく見守って親切にしてくれたという。又隣のおばあさんも親切にめんどうをみてくれたという。この国境を越えた満州人の心の温かさが、三十六年間寝てもさめても忘れた日は一日もなかったという。下口さんは、あらゆる手ずるを頼んで必死で探がしたということ。下口団長は太郎さん一家と隣のおばあさんにお金やお土産を渡して、心からお礼を言っておられた。

とかく人情味の薄れがちな現代社会において、下口さんの様に昔の御恩を忘れず訪ねて行かれたことは、ほんとうに心暖まる思いがした。太郎さんの家をバチリと写している、あちらこちらから大勢の人が寄ってきて、カメラにそっとさわって見たり、のぞいて見たり、写してくれと言うので写してやると大喜びしている。中には娘や孫まで連れてきて写してくれという。錦州の人ってなんて素朴で質素で人なつこいんだろうと思った。

北京の空港では歩く歩道があり、ビルやアパートがほとんど立並び、近代化されつつある中国の中で、今だにこうした貧しい一面のあることを私は肌で知った。また、バスで王さん宅へ、もうもうと立ちこめる土ぼこり、行けども行けども果てしない広野とコーリヤン畑、昔このあたりに馬賊が出たという。この満州、どこからとも

なく野放しのブタが飛び出し、きたり、馬やろ馬がゆうゆうとひとりで遊んでいる。少しの水たまりを求めてアヒルが群れをなして遊んでいた。二頭立、三頭立の馬車がコーリヤンのからや白菜を積んでやって来る。それらはすべて、あちこちに点在する土壁の部落とマッチして美しいコントラストを見せていた。王さん宅へ到着するとこれ

また、たくさんの方が出迎えてくれた。王さんを無事お届けた。実母千春さんも長い間、行方不明だった娘や孫達にも逢え中国での王さん一家の生活振りを自分の目で確かめ、さぞかし安心されたことでしょう。尾花さんと二人で心ばかりの銭別と服をさしあげて、名ごりつきなままに別れた。その足で王さんの勤務先である電気部品工場を見学した。王さんのここでの給料は五〇エン(日本円で七千五百円)です。中国では六十歳になると国家で養ってくれる仕組みになっているそうです。中国ではすべて国营であるが、都市の一部には個人経営

の散髪屋、自転車の修理、観光地の写真屋もある。文革の時はこうした自由経済は許されていなかったが、移り変わる中国の一面を見た思いでした。夜は招待所で人民政府副市長さんをレセプションに招待して、時のたつのも忘れて日中友好のきずなを深めた。帰りにお土産をいただき名ごりつきなままにお別れをした。こうしたことがきっかけで日

中友好の輪が、ますます広がっていくことを私は心から祈った。時間ぎりぎり錦州より汽車で北京空港へ……万里の長城、紫禁城、天安門広場、明十三陵と数ある中国の観光地の中で、私にとってどんな観光地よりも錦州での旅は心に残る旅でした。さらば錦州よ、もう再び訪れる日もないであろう。

簡易保険より融資を

郵便局の簡易保険・郵便年金は、皆様の身近にあつて事故災害、お子様の教育、結婚後の生活などの準備資金として、明るいくらしのお手伝いをしてまいりました。ご加入の皆様からお預りし

◆電話局からお願ひ◆
電話移転工事の申込みは早めに
 電話の移転工事は、毎年三月から四月にかけて家屋の新、増、改築や転勤などで大変込み合ひ、ご希望の日に入事ができない場合があります。転勤などによる引越しや、家屋の新、増、改築など、

完成の日取りが決まりましたらできるだけ早めにお申し出ください。
 なお、移転などのお申込みは、電話(大野六一〇〇番無料)でも承っておりますのでご利用ください。
 大野電報電話局

雪下ろし費用と税金

「五六豪雪」の場合のように、家屋（生活に通常必要でない家屋及び事業用の家屋は除きます。）の倒壊を防止するための屋根の雪下ろし費用や家屋の外周りの雪の取除き費用、また、これらに直接関連して必要となる雪捨て費用の支出（これらを「災害関連支出」といいます。）の金額が一定額を超えるときは、その超える部分の金額を「確定



除雪を減らして

申告」の際、雑損控除として所得から控除することによって税金が軽減されます。

なお、一定額とは次の①と②の、いずれか低い金額をいいます。

- ① 5万円
 - ② 所得金額の10%相当額
- これを算式で示せば次のとおりです。

雑損控除額の算出方法

災害関連支出の金額一次のいずれか低い金額＝雑損控除額

$$\begin{matrix} \text{①} & 5 \text{万円} \\ \text{②} & \text{所得金額} \times \frac{1}{10} \end{matrix}$$

（注）この算式で求められた金額が、そのまま戻ってくることはありませんので、ご注意ください。

（計算例をご覧ください）

雑損控除は、雪下ろし費用のほか、住宅に直接被害（破損、倒壊など）を受けたときも含まれます。

この場合の雑損控除額は、所得金額の10%を超える金額になります。

詳しいことは、税務署または税務相談室（分室）にお問い合わせください。

雑損控除の手続

確定申告書に雑損控除に関する事項を記載し、「損害額の明細書」の添付及び「領収書」の添付または提示が必要です。

なお、領収書がどうしても取れない場合には、領収書に代えて支払年月日、支払先及び支払金額が記載してある「家計簿」など、支払の事実を証明できる書類を提示していただいても結構です。

確定申告期間（二月十六日から三月十五日）は、窓口が混雑しますので、相談や還付の申告は早めに手続してください。

こんなときは
五万円または
所得金額の10%
超える支払いが
あったとき

雪下ろし費用などの範囲

屋根の雪下ろし費用や雪捨ての費用のうち、

- ① 人夫賃
 - ② 除雪機械などの借上料
- などで、実際に支払ったものが対象となりますが、家族に対して支払ったものは除かれます。

＝ 計算例 ＝

〔設例〕
年収350万円（給与所得控除後の所得金額235万円）で、夫婦と子供2人のサラリーマンが雪下ろし費用などに6万円を支出した場合………1,200円が還付されます。
（注）所得控除額（配偶者控除、扶養控除など、各種控除の合計額）を135万円として計算した。

計算説明

- ①一定額の計算
 $2,350,000 \text{円} \times \frac{1}{10} = 235,000 \text{円} > 50,000 \text{円}$
（給与所得額）
（5万円の方が低い）
 - ②雑損控除額
 $60,000 \text{円} - 50,000 \text{円} = 10,000 \text{円}$
（支出額）
（雑損控除額）
 - ③所得税額の計算
- | | 通常の場合 | 設例の場合 |
|---------|------------|------------|
| 給与所得額 | 2,350,000円 | 2,350,000円 |
| 雑損控除 | — | 10,000円 |
| 一般の所得控除 | 1,350,000円 | 1,350,000円 |
| 差引課税所得 | 1,000,000円 | 990,000円 |
| （税率） | | |
| 所得税額 | 108,000円 | 106,800円 |
- ④申告による還付額
 $108,000 \text{円} - 106,800 \text{円} = 1,200 \text{円}$
（還付額）

還付額について、預金口座への振込を希望される場合は、確定申告書に「銀行名、預金の種類、口座番号」を記載してください。

「税」の申告準備を!

三月十五日は所得税、村県民税の申告期限です。二月十五日から申告の受け付けをします。なお、早目に申告して下さい。なお、次の日程で村県民税の説明(受付)会を行います。申告にあたり、次のことを調べておいて下さい。

一、所得金額について

(イ) 昨年一年間の業種別の収入金額と、それに伴う必要経費。

(ロ) 農業所得は、田畑の耕作反別。

(ハ) 給与所得者は、給与支払者から配布される給与支払報告書

申告書、まだ給与支払報告書を受けとっていない人は事業主に請求して、もらって下さい。

二、所得から差し引かれる各種の控除額について

(イ) 雑損控除は、昨年中に災害や盗難等で損害を受けたときの証明書又は参考となる資料。

(ロ) 医療控除は、医療を受けた者の氏名と、支払先の領収書又は証明書。

(ハ) 社会保険料は支払った掛金(各種年金の掛金、健康保険料、失業保険料等)の全額が控除されます。

(ニ) 生命保険料は、保険の種類、契約者、受取人、保険金額、証書の記号番号と支払保険料(一口九千円以上は領収書、又は証明書)

(ホ) 小規模企業共済掛金は、掛金の領収書又は証明書。

(ヘ) 配偶者および扶養控除の対象になるのは、昨年中の総所得金額が①給与のみの場合は二十万円以下、②所得の全部が給与所得等以外の場合は十万円以下、③所得が給与所得等と給与所得以外の場合は給与所得の二分の一と給与所得等以外の所得との合計額が十万円以下で、納税義務者と生計を一にする親族。

(注) 内縁の妻は除く。





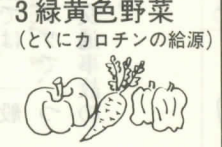

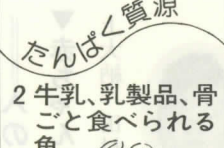
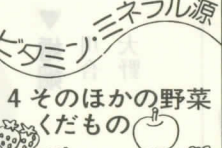

昭和57年度村・県民税説明(受付)日程

月日	曜日	時 間	場 所	対 象 地 区
2・24	水	9・00～11・30	下山公民館	下山全地区
2・25	木	9・00～11・30	大納公民館	下・上大納地区
2・25	木	13・00～16・30	中竜支所	中竜・大原・新町地区
2・26	金	9・00～11・30	後野公民館	後野・両前坂
3・1	月	9・00～16・30	役場・和室	右記以外の地区
3・2	火	9・00～16・30	役場・和室	"
3・3	水	9・00～16・30	役場・和室	"
3・4	木	9・00～16・30	役場・和室	"

(ト) 申告には必ず印鑑を持参して下さい。

三、所得税の確定申告及び還付請求も同時に受付けます。

6つの基礎食品

 <p>血や肉および骨になる</p>	 <p>からだの調子をとのえる</p>	 <p>エネルギー源になる</p>
 <p>1 魚、肉、卵、大豆</p>	 <p>3 緑黄色野菜 (とくにカロチンの給源)</p>	 <p>5 米、パン、めん、いも</p>
 <p>2 牛乳、乳製品、骨ごと食べられる魚</p>	 <p>4 そのほかの野菜くだもの</p>	 <p>6 油 脂</p>
たんぱく質源	ビタミン・ミネラル源	糖質性エネルギー源
カルシウム源	ビタミン・ミネラル源	脂肪性エネルギー源

健康な食生活

健康生活ガイド

食事はバランスよく食べ過ぎない

▼健康生活ガイド

日常の生活のなかで、わたしたちが成人病にならないよう、うに気をつけられることはたくさんあります。そのなかでも食生活は欠かすことのできないものです。右の図「六つの基礎食品」を参考に、バランスのとれた食生活をこころがけましょう。

たは、糖分、脂肪、塩分を減らし、たん白質、ビタミン、ミネラルを十分にとるようにしましょう。

また、貧血には、三度の食事を欠かさず、魚・肉・卵などの動物性食品、ほうれん草などの緑色野菜を十分にとり週一回はレバーやニラを食卓にあげるようにしましょう。

手金お景も交

俳句、短歌コーナー

《俳句》

一、雪つれて 雨戸をゆるす

師走風 (十二月の句)

一、冬木立ち まばらに残る

柿赤し (十二月の句)

一、青き空 峯に花咲く

樹水かな 湖水

一、おごそかに 年あら玉の

除夜の鐘 水蓮

《短歌》

一、生かされて 生きて今年も 大みそか

家族揃って 除夜の鐘聞く

(十二月の句)

巢守千代子

一、御仏の 前に座りて 語りかける

我となりけり 君逝きてより

杉本とみ子

一、嫁ぐ日の 近くなりにし 孫娘

日出たく永久に 幸を希いつ

巢守千代子

国民年金の知識

年金は最も安全、有利な制度

国民年金制度は、次のような特色があり、個人の貯蓄や民間の年金とは、はるかに有利です。

- 年金額は、生活水準の変動に応じて五年ごとに改定されます。
- 消費者物価の上昇に合わせて年金額がスライドされるので、インフレに強いので

森林国営保険について

- 国が給付費の三分の一を負担しています。
- 年金制度を運営する事務費は、すべて国の費用でまかなわれています。

自分の大切な森林を雪害な

どによって損害を受けた場合わずかな掛金で国が補てんします。今まで保険期間は十年間でありましたが、今年から四十年間まで保険に加入することが出来ます。なお、今年新植の分と植林してから十一年目の造林地については、保険の掛金に更に二割の県費の補助金があります。詳しいことは森林組合にご相談ください。

昨年の救急状況

五〇名を搬送

(昨年の救急活動状況)

事故種別	出場件数	救急件数	搬送人員
一般負傷	8件	8件	15人
労働災害	6件	6件	8人
運動競技	1件	1件	1人
一般負傷	11件	10件	10人
急病	10件	10件	11人
その他	4件	4件	5人
合計	40件	39件	50人

昨年一年間の村内の救急活動状況は、出場件数四〇件、搬送人員五〇人で昭和五十五年にくらべて出場件数で四件の減、搬送人員で四人の増となっている。

事故別出場件数では、一般負傷の十一件がトップで、ついで急病の十件、交通事故の八件が続いている。

人のうごき

▼赤ちゃん誕生

上大納 田村 繁吉(長女)
沙央里ちゃん

▼婚姻

川合 道岸 孝治
大野 猪嶋 浩子

